

募集要項等に関する質問への回答（資格審査関係）第1回

令和2年10月15日公表

No	区分	資料名	該当箇所				質問	回答
			頁	項				
1	募集要項	募集要項	7	8	3		守秘義務対象資料の貸与のためのID申請書に関してですが、ID申請書についても押印が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	募集要項	7	8	4		募集要項等に関する説明会について質問です。特定協力企業等を含むコンソーシアムのメンバーのうち一部、やむを得ず説明会を欠席する可能性がある場合でも、その社は、その後の公募プロセスへの影響（守秘義務誓約、情報開示含め）は無いと認識しておりますが宜しいでしょうか。今のところ弊社を含めほとんどのメンバーは参加可能ですが、念のため確認でございます。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問への回答（資格審査関係）第2回

令和2年10月22日公表

No	区分	資料名	該当箇所				質問	回答
			頁	項				
3	募集要項	募集要項	2	5	2	(1)	多様なサービスを展開していくうえでは、様々な企業と提携したサービススキームの構築が不可欠と考えています。一方、協力企業として参画いただけるかはサービス提供会社毎の判断となるため、サービス提案にあたっては協力企業に参画していない事業者との提携を前提としたものであっても、サービス実現の蓋然性が高く、その実行が提案書内で約束されているのであれば、評価対象となるとの理解でしょうか。	協力会社でない事業者であっても、当該事業者との提携によるサービス実現の蓋然性が高いと判断できる根拠があれば評価の対象となり得ますが、その場合、協力会社ではない事業者との提携の実現性が高いと判断できる明確な根拠を提示してください。
4	募集要項	募集要項	8	9	1	(3) (4)	特定協力会社・協力会社の定義として ・特定協力会社：応募者が本公募において行う事業提案の遂行に参加する法人 ・協力会社：応募者が本公募において行う事業提案の遂行に必要な機能の一部を提供する法人 と違いがあるが、企業XがAという提案を行った際に、Xが特定協力会社として行う提案Aと、協力会社として行う提案Aとでは、提案の評価上、差は発生するののか。（特定協力会社・協力会社に関わらず、提案の中身によって同一に評価されることになるとの理解で正しいか）	選定基準の別表1に記載の審査の視点を踏まえ、選定委員会の各委員が選定基準の表2に示す内容評価の採点基準に基づき評価を行います。
5	募集要項	募集要項	9	9	1	(4)	① 協力会社とは、事業提案の遂行に必要な機能の一部を提供する法人とあるが、どの程度の機能を持っている法人を指すのか。例えば、発電設備の維持に関わる点検や除塵・除草等の作業、ガス事業の検針など、代表企業、構成員、特定協力会社から請け負う会社は、協力会社となるのか。	協力会社の定義は募集要項9-1.(4)のとおりですが、ガス事業、電力事業の管理支援、新会社へのノウハウ・人材提供等を行う等新会社の経営、運営に重要な機能を果たす企業については、代表企業、構成員、特定協力会社、協力会社として参画してください。ご指摘のような発電設備の維持に関わる点検や除塵・除草等の作業、ガス事業の検針については、原則として応募者等の対象外と想定しています。
6	募集要項	募集要項	9	9	1	(4)	コンサルや印刷会社等、作業を委託する会社は「協力会社」に該当するか。（書類提出後に上記業者に委託を行う場合、募集要項に従って貴市と協議必要か）	No. 5の回答を参照してください。
7	募集要項	募集要項	10	9	4		応募者に求められる条件として、ガス事業分野において一般ガス導管事業者の実績を有することが記載されていますが、特定ガス導管事業者を外した理由をご教示ください。	金沢市が現在実施しているガス事業は一般ガス導管事業であり、特定ガス導管事業は含まれていないことから、一般ガス導管事業者の実績を求めるものです。
8	募集要項	募集要項	10	9	4		「実績」の定義をご教示いただけますか。（年数等の要件はございますか？）	現時点において、当該事業を実施していると考えられる場合に実績を有すると判断するものであり、事業実施年数等の要件はありません。なお、ガス事業に関する具体的な実績としての提出例は、No. 22の回答を参照してください。
9	募集要項	募集要項	10	9	4	(2)	発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績について、実績要件（最低の発電出力、稼働年数等）はありますでしょうか。	最低の発電出力や稼働年数等の要件はありません。
10	募集要項	募集要項	10	9	4	(2)	水力発電設備の運営維持業務が要件とされていますが、兄弟会社（当社及び当該会社は同じ株主が夫々100%出資）が実績をもつ場合、当社も水力発電の実績を持つと見做されますでしょうか。	親会社、子会社や関係会社等有する実績は、応募企業の実績としては認めません。
11	募集要項	募集要項	10	9	4	(2)	水力発電設備の運営維持業務は、貴市の発電設備の特性を鑑みて、ダム式の発電設備の実績を有することと解したがその理解でよろしいでしょうか。	水力発電型式は問いません。
12	募集要項	募集要項	10	9	4	(3)	商社、銀行などガス事業・発電事業の実績が無い企業が、代表企業、構成員となり得るコンソーシアム参画パターンはあるのか。	応募者が募集要項9-4.の要件を満たす限りにおいては、ガス事業・発電事業の実績がない法人が、代表企業、構成員となり得ますが、代表企業は、募集要項9-1.(1)に示すように、提案内容の遵守等を含む応募者の責務を自らの責任と費用で最終的に引き受ける法人であることが求められます。
13	募集要項	募集要項	11	10	4		「10-1.の資格審査申請書類の提出以降、応募者等の変更は原則として認めない」とあるが、『9-3. 応募者等を構成する法人に求める資格』を満たしていれば、協力会社を新たに追加することは認められうると考えてよいか。	ご理解のとおりですが、募集要項10-4.に示すように、市と協議のうえ、市が認めた場合に限られます。
14	募集要項	募集要項	12	11	1		8-3.において守秘義務誓約書を提出している法人は改めて提出する必要が無い旨の記載があるが、これはグループの各社が承認済みであれば代表企業から改めて提出する必要はないという理解でいいか。	コンソーシアム構成員であって、既に個別企業として守秘義務情報の開示の承認を受けている法人については、改めて代表企業から守秘義務誓約書を提出する必要はありません。
15	募集要項	募集要項	12	11	2		VDRアクセス以外の資料閲覧手続きは、情報ご開示いただくまでの手続き日数は何営業日でしょうか。	届出を受領後、速やかに内容を確認の上、承認の旨をメール等で通知する予定です。
16	募集要項	募集要項	13	12	4		現地確認の際に、金沢市職員に現地施設等の説明などいただけますか。	現地確認では、金沢市職員が同行の上で、各施設について概要を説明することを予定しています。

No	区分	資料名	該当箇所					質問	回答
			頁	項					
17	募集要項	募集要項	13	12	5			資料閲覧室の1社あたりの入室人数制限はございますか。	資料閲覧室のスペースに応じた人数制限を設定する予定ですが、詳細については、競争的対話等実施要領で通知予定です。
18	募集要項	募集要項	13	12	5			資料閲覧室に用意されていない資料について、金沢市に依頼すれば開示いただけますか。	競争的対話の質問において、開示を希望する資料を明確にご提示願います。ご希望いただいた資料が開示可能か検討し対応します。
19	募集要項	募集要項	15	16	2			交渉権者決定から基本協定の締結、事業譲受会社の設立までの期間が短く、事業譲受会社設立にあたっての手続き不備が懸念されます。設立までの期間の延長は可能でしょうか。	現時点で想定しているスケジュールは募集要項7-1.に記載のとおりです。
20	募集要項	募集要項	15	16	3			優先交渉権者および次点交渉権者のいずれもが、ガス事業法および河川法に関わる承認が期日まで得られず、事業譲受が不成立になった場合は、金沢市が引き続き当該事業を実施し、改めて公募を行うのでしょうか。	現時点では、当該事態が発生しないよう、許認可手続き等を進めていただくことを想定しています。
21	募集要項	提案要領	3	2	3			第一次審査書類の受付時における提出書類の(オ)法人税については、連結納税しているため当社単体の証明書はなく、連結の証明書は持株会社にて取得することとなります。連結の証明書(当社分内訳は見えない)でも必要でしょうか。	本公募に参加する社に納税義務がある税目のみを提出の対象としています。
22	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	③	一般ガス導管事業の実績が確認できる資料とは具体的には何が該当するのでしょうか	経済産業省に毎月報告している「ガス事業者の契約状況報告書」(様式第12(第3条関係))のうち直近のものを提出してください。なお、当該報告書のうち、件数欄は非公開処理(黒塗り等)を可とします。
23	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	③	一般ガス導管事業に関する実績を証する書類として、「当該実績を確認するための資料」については具体的にどんなものを提出すればよいですか。	No.22の回答を参照してください。
24	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	④	(エ) 提出書面は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表でよろしいでしょうか(附属明細書は不要でよろしいでしょうか)。	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び会社法に定める事業報告を提出してください。なお、附属明細書の提出は不要です。
25	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	④	<前提> 当社は(ウ)有価証券報告書を作成しておりません また、(エ)直近2期分の事業報告及び計算書類についても、「連結」は会社法上監査の対象ではないため、あくまでも参考として作成している状況です <ご質問> (エ)直近2期分の事業報告及び計算書類につき、「(単体及び連結)」とありますが、「単体」のみでは不可でしょうか?	会社法第444条第3項の規定により、連結計算書類の作成義務がある法人に該当する場合には、単体及び連結の事業報告及び計算書類を提出することになります。ご指摘の法人のように、法令上、連結計算書類の作成義務がない法人については、単体の事業報告及び計算書類のみ提出してください。
26	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	④	<ご質問> 質問25が不可である場合、つまり(エ)直近2期分の事業報告及び計算書類につき「連結」が必要となる場合、会社法上監査の対象でないため「参考値」という扱いになりますがよいでしょうか?	会社法上、貴社が連結計算書類の作成義務がない法人に該当する場合は、単体の事業報告及び計算書類のみ提出することになります。
27	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	④	<ご質問> また質問25に関連し、連結計算書類とは次の4点を示す理解です。 ->①連結貸借対照表、②連結損益計算書、③連結株主資本等変動計算書、④連結注記表 当社は④を作成しておりませんが、①～③のみで事足りるのでしょうか?	連結計算書類については、ご理解のとおりであり、連結計算書類の提出が必要な場合は、①連結貸借対照表、②連結損益計算書、③連結株主資本等変動計算書、④連結注記表を提出してください。なお、連結計算書類の提出の可否はNo.25の回答を参照してください。
28	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	④	<ご質問> 当社は企業Aの100%子会社ですが、(エ)直近2期分の事業報告及び計算書類の「連結」について、親会社である企業Aを指すものではない、という点を念のため確認させてください。	親会社が作成する連結計算書類を提出いただく必要はありません。
29	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	④	(エ) 分社化したため、新会社における直近2期分の有価証券報告書及び事業報告・計算書類が用意できない。分社化前2期分の有価証券報告書を提出すればよいですか。	現在の会社に関するこれらの書類について、直近2期分を用意できない場合は、用意できる期数分の当該書類を提出いただくとともに、用意できない期数分は、分社化前の有価証券報告書を提出してください。
30	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	④	(カ) 市町村税に未納のないことの証明書は過去何年分必要でしょうか	原則として、地方税法上の時効が5年であることから、5年分の納税状況が分かる証明書が必要です。本店所在地の地方公共団体が、未納がないことの証明書を発行していない場合は、5年分の納税証明書を提出してください。ただし、当該地方公共団体が5年分の納税証明書を発行できない場合は、発行できる最大年数分の納税証明書を提出してください。
31	募集要項	提案要領	3	2	3	(2)	④	(カ) 市町村からは市税の滞納がないとの納税証明書を交付されましたが、5年という期間を超えてこれまで一切滞納がないことの証明書と説明を受けました。それでも5年間の証明書が必要なのでしょうか。	過去5年間に滞納がないことの証明であれば、当該証明書を提出してください。
32	開示資料	金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する様式集及び記載要領	11					応募コンソーシアム名のネーミングにあたって制約等はございますでしょうか。	選定手続きに支障が生じないものであれば、特段の制約等はありません。

募集要項等に関する質問への回答（資格審査関係）第3回

令和2年10月26日公表

No	区分	資料名	該当箇所				質問	回答	
			頁	項					
33	募集要項	募集要項	8	9	1		現在、ガス事業・発電事業が独立性を保った形で譲受けるにあたり、事業採算と責任を明確にしたく種類株（ガス株・水力株）の発行を想定していますが、種類株を発行する形式での参加は可能でしょうか。	基本方針で「電力・ガスを合わせた総合的なエネルギー市場が形成されていることを踏まえ、株式会社によりガス・発電の両事業を一体経営することで、市場ニーズに適合した多様なサービス提供が可能となり、競争力の強化及び消費者利益の拡大が期待できる」としており、また、募集要項5-2.(1)の基本条件で「事業譲受会社は、ガス事業及び電力事業の一体的な経営を通じて、新たなサービスを提供するとともに、その他地方公営企業ではできなかった多様なサービスを提供すること。」としております。種類株を提案する場合であっても、ガス事業及び電力事業の一体的な経営が明確に確保されるようご提案ください。 いただいた質問内容からは、「ガス株・水力株」の種類株発行についての詳細は不明ですが、上記基本方針及び基本条件が維持されない場合には、受け入れ困難です。	
34	募集要項	募集要項	8	9	1		種類株を発行する形式での参加が不可能である場合は理由を教えてくださいいただけますでしょうか。	No33の回答を参照してください。	
35	募集要項	募集要項	8	9	1		種類株を発行する形式での参加が可能である場合、代表企業が仮に水力株のみ保有（ガス事業のリスク無し）は可能でしょうか。	種類株の発行の可否については、No. 33の回答を参照してください。 「代表企業が仮に水力株のみ保有（ガス事業のリスク無し）」のご提案の詳細は不明ですが、No. 33に記載の基本方針及び基本条件が維持されない場合には、受け入れ困難です。代表企業においては、「電力・ガスを合わせた総合的なエネルギー市場が形成されていることを踏まえ、株式会社によりガス・発電の両事業を一体経営すること」への関与をさせていただくことが求められます。	
36	募集要項	募集要項	8	9	1		代表企業が水力株のみ保有（ガス事業のリスク無し）することが不可能である場合は理由を教えてくださいいただけますでしょうか。	No. 35の回答を参照してください。	
37	募集要項	募集要項	8	9	1		種類株を発行する形式での参加が可能である場合、金沢市の出資は両方の種類株を保有いただけますでしょうか。	種類株の発行の可否については、No. 33の回答を参照してください。 もし、募集要項等の条件を遵守した種類株の発行を提案される場合は、競争的対話において、種類株並びにガス事業及び電力事業の一体的な経営等についての具体的な提案内容を添えた上で、金沢市の出資方法の選択肢についてご質問ください。 種類株発行についての詳細は不明ですが、市としては、議決権比率で3%以上が堅持できる株式保有を念頭においております。	
38	募集要項	募集要項	8	9	1		金沢市の出資が両方の種類株を保有することが不可能である場合は理由を教えてくださいいただけますでしょうか。	No. 37の回答を参照してください。	
39	募集要項	募集要項	10	9	4	(2)	発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績について、子会社（100%出資）の実績は認められますでしょうか。	自社以外の発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績は認められません。	
40	募集要項	募集要項	10	9	4	(2)	発電事業かつ水力発電設備の運営維持業務の実績について、受託業務は認められますでしょうか。	電気事業法第27条の27第1項の届出をした発電事業者であり、かつ、自社で水力発電設備の運営維持業務の実績を有する必要があります。よって、左記のケースでの受託業務は認められません。	
41	募集要項	募集要項	13	12	5		資料閲覧した結果、必要に応じて資料を複製して社に戻っての検討は可能でしょうか。	個人情報が含まれない資料は写真撮影を原則可とする予定ですが、写真撮影が可能かどうかは、同行する市職員に確認してください。ただし、市職員が時間内で確認できる範囲に限られるので、写真撮影を希望する資料の全てを撮影できない可能性があることについて、予めご承知おきください。 なお、資料閲覧室での資料についても、守秘義務に関する誓約書の対象となる点にご留意ください。また、資料閲覧時間は厳守願います。	
42	募集要項	募集要項	14	14	1	2	辞退にあたって、ペナルティはありますか。	基本協定締結までに辞退した場合、市が損害賠償請求等を行うことは想定しておりません。 基本協定締結後の辞退については、応募者側に義務違反がある場合は、基本協定第11条に基づく損害賠償の対象になります。併せてNo43の回答もご参照ください。	
43	募集要項	募集要項	16	16	3		ガス事業法および河川法に関わる承認が期日まで得られず、事業譲受が不成立になった場合、事業譲受会社または当該会社の出資者へのペナルティは何でしょうか。	事業譲受会社が、適切な時期に適法な許認可手続きの申請をしながら、ガス事業法に基づく認可又は河川法に基づく承認が得られないことのみにより事業譲受が不成立となった場合は、事業譲渡仮契約第20条第3項に基づき、市は、事業譲受会社に対して損害賠償請求を行うことはできません。 一方、ガス事業法に基づく認可又は河川法に基づく承認が得られなかったことにつき、事業譲受会社に義務違反が認められる場合は、契約保証金が市に帰属するとともに、契約保証金を上回る損害が生じた場合には、市は事業譲受会社に対して、当該超過部分に対する損害賠償請求を行うことが可能です。 なお、許認可を原因として事業譲受が不成立になる場面において、譲受会社の出資者が市に対して直接債務不履行責任を負うことは基本的には想定されていません。	
44	開示資料	金沢市ガス事業・発電事業譲渡に関する様式集及び記載要領	11					応募コンソーシアム名は選定工程にあたって識別用のみ使用されるという理解でよろしいでしょうか(対外公表はされません)。	ご理解のとおり、本公募手続きを行う際の識別に使用しますが、優先交渉権者決定後、必要に応じてコンソーシアム名を公表する場合があります。
45	開示資料	令和2年10月16日実施 募集要項等説明会資料	9					資格審査通過者とは、応募者等までとなるのか。	ご理解の通りです。
46	開示資料	令和2年10月16日実施 募集要項等説明会資料	9					応募者等と契約している技術等アドバイザーは、応募者等として登録せずに、現地確認及び資料の閲覧に参加することはできないのか。	応募者等を構成する企業が技術等アドバイザーと契約を締結している場合において、当該契約を証する文書と、守秘義務に関する誓約書を提出することにより参加を認めます。なお詳細については、競争的対話等実施要領で示す予定です。